

「保険料を払うのが経済的に難しい…。でも、どうすればいいのか…」

そんなときは、保険料を免除・納付猶予する制度があります。保険料を未納のままにしておくと、将来年金が受け取れないこともあります。保険料の納付が難しいときは、そのままにせず、制度を利用しましょう。

未納にせず 免除・猶予の 申請を

国民年金



7月から受付開始!

保険料免除制度（申請免除）

60歳未満の方で、収入の減少や失業などで保険料を納めることが経済的に難しく、本人・配偶者・世帯主の前年所得などが一定額以下の場合、保険料の全額または一部が免除されます。

納付猶予制度

学生以外の50歳未満の方で、保険料を納めることが経済的に難しく、本人・配偶者の前年所得などが一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

【いずれも】

対象期間 7月から翌年6月

手続きに必要なもの

- 年金手帳またはマイナンバーが分かるもの
- ※配偶者が別世帯の場合は、配偶者のマイナンバーの記載が必要。
- 印鑑（本人が署名する場合は不要）
- 失業を理由とする場合は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証（コピー可）
- 運転免許証などの本人確認書類

申請場所 市民サービス課年金係、北村・栗沢両支所、幌向・朝日・美流渡の各サービスセンターまたは岩見沢年金事務所

問合せ先

市民サービス課年金係

岩見沢年金事務所（9西3） ☎ 22局 5804

年金額との関係

区分	月額保険料	受給資格期間※への参入	年金額
通常の納付	16,410円	○	8分の8
保険料免除	4分の1免除	○	8分の7
	半額免除	○	8分の6
	4分の3免除	○	8分の5
	全額免除	○	8分の4
納付猶予	猶予	○	× ※受給資格期間にカウントされますが、年金額が増えることはありません。
保険料未納	未納	×	×

一部免除の期間中、減額された保険料を納めないと、未納期間、となりますので、必ず納めてください

免除・猶予を受けた期間は、受給資格期間に算入されますが、受け取る年金額は、通常の納付と比べると少なくなります

※受給資格期間

国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間、厚生年金加入期間などを合計したもので、10年（120月）以上あると年金を受け取ることができます。

この制度を受けた場合、
将来受け取る年金額が少なくなります…

が、保険料の追納ができます

受け取る年金額を増やすために、追納が承認された月の前10年以内の、免除制度（申請免除）・納付猶予制度を受けた期間の保険料をさかのぼって納めることができます。追納するには申し込みが必要です。詳しくはお問い合わせください。

※免除・猶予を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納をする場合は、当時の保険料額に一定額が加算されます。

おすすめ

